

保育所安全計画

R6年度
鶴見みどり保育園

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
重点点検箇所	園庭・遊具の確認	散歩コースの確認	避難経路の確認	防災設備の点検	園庭・遊具の確認	排水路の確認
月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
重点点検箇所	遠足先の確認	散歩コースの確認	暖房器具の点検	非常口周辺の確認	遠足先の確認	災害用備品の確認

(2) マニュアルの策定・共有

分 野	策 定 時 期	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	令和 29 年 4 月 1 日	令和 7 年 2 月 1 日	事務所
☐ 午睡	令和 6 年 3 月 1 日	令和 7 年 3 月 1 日	事務所
☐ 食事	令和 6 年 3 月 1 日	令和 7 年 3 月 1 日	事務所
☐ プール・水遊び	令和 4 年 6 月 1 5 日	令和 7 年 6 月 1 5 日	事務所
☐ 園外活動	平成 29 年 4 月 1 日	令和 7 年 3 月 1 日	事務所
☐ バス送迎（※実施している場合のみ）	年 月 日	年 月 日	
☐ 降雪（※必要に応じ策定）	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	平成 29 年 4 月 1 日	令和 6 年 9 月 3 0 日	事務所
1 1 9 番対応時マニュアル	令和 2 年 3 月 1 日	令和 7 年 3 月 1 日	事務所
救急対応時マニュアル	平成 29 年 4 月 1 日	令和 7 年 9 月 1 日	事務所
不審者対応時マニュアル	平成 29 年 4 月 1 日	令和 7 年 9 月 1 日	事務所

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
乳児・1歳以上 3歳未満児	施設・遊具の安全点検 散歩時の事故防止	熱中症対策	施設・遊具の安全点検 散歩時の事故防止	暖房器具による事故防止
3歳以上児	施設・遊具の安全点検 散歩時の事故防止	熱中症対策 プール遊びの事故防止	施設・遊具の安全点検 散歩時の事故防止	暖房器具による事故防止

(2) 保護者への説明・共有

4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
地震・災害等の避難訓練に ついての取り組みを園だよりで 周知を図る	熱中症対策について掲示し 周知を図る	登降園時の安全確認を 連絡メールで周知する	入園児の説明会で取組内容の 周知をする

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
避難 訓練等 ※ 1	避難訓練 (火災想定)	避難訓練 (地震発生後の 火災想定)	避難訓練 (火災想定)	避難訓練 (地震発生後の 火災想定)	避難訓練 (火災想定)	避難訓練 (大津波警報・ 火災想定)
その他 ※ 2			自衛消防訓練	救急対応 (プールに溺れ 対応)		
月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
避難 訓練等 ※ 1	避難訓練 (火災想定)	避難訓練 (火災想定)	避難訓練 (火災想定)	避難訓練 (火災想定)	避難訓練 (不審者による 放火想定)	避難訓練 (地震発生後の 火災想定)
その他 ※ 2		救急対応 (心肺蘇生法 AED使用等)	119番通報対応	自衛消防訓練	不審者対応	

※ 1 「避難訓練等」・・・設備運営基準第 6 条第 2 項の規定に基づき毎月 1 回以上実施する避難及び消火に対する訓練

※ 2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の 1 1 9 番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン[®]の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓 練 内 容	参 加 予 定 者

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
(園内)人数点呼確認の訓練	(園内)プール溺れによる心肺蘇生法の訓練	(外部)不審者対応研修 危険予知と保護者対応 (園内)救急対応	(園内)不審者(外部侵入者) 対応に係る研修 (防犯洋品の使用方法など)

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

花火教室及び自衛消防訓練

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

ヒヤリハット事例について職員会議で共有し再発防止について検討する

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

・登園予定の園児が登園せず欠席の連絡がない場合は午前10時までに保護者に連絡し出欠確認する ・登園時間の変更や欠席連絡をしてもらうように周知する
